

廃棄物処理法に基づく国の基本方針について

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を、国が定めることとなっている。現行の基本方針は、平成 22 年 12 月に告示されたもので、平成 27 年度を目標年度としている。

2 内容

(1) 基本的な方向

まず廃棄物の排出を抑制し、次に環境への負荷低減に配慮した再使用、再生利用、熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行う。その上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としている。

(2) 目標値

基本方針において、目標値が以下のとおり示されている。

項目	平成 27 年度目標値 (平成 22 年度見直し)	(参考) 平成 22 年度目標値 (平成 13 年度策定)
排出量	(一般廃棄物) 平成 19 年度比で、約 5 %削減 (産業廃棄物) 平成 19 年度比で、 増加を約 1 %に抑制	(一般廃棄物) 平成 9 年度比で、約 5 %削減 (産業廃棄物) 平成 9 年度比で、 増加を約 12%に抑制
再生利用率	(一般廃棄物) 約 25%に増加 (産業廃棄物) 約 53%に増加	(一般廃棄物) 約 24%に増加 (産業廃棄物) 約 47%に増加
最終処分量	(一般廃棄物) 平成 19 年度比で、約 22%削減 (産業廃棄物) 平成 19 年度比で、約 12%削減	(一般廃棄物) 平成 9 年度比で、約 50%削減 (産業廃棄物) 平成 9 年度比で、約 50%削減

3 基本方針の見直し時期について

現行の基本方針は、目標年度である平成 27 年度に見直しが行われる見込みである。

そのため、基本方針の見直し前に福島県処理計画の策定を行うこととなるが、これまでの基本方針においては、排出量の削減又は増加抑制、再生利用率の増加、最終処分量の削減を行う方向で目標値が設定されていることから、次期基本方針においても、現状の数値を踏まえて、この方向性を引き継ぐ形で設定されることが想定される。

○根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(基本方針)

第5条の2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

(3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

(4) 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。